

国立大学法人京都大学特定有期雇用教員就業規則

平成17年3月28日

達示第35号制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都大学に雇用される特定有期雇用教員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において「特定有期雇用教員」とは、任期を付して雇用する教員のうち、別表に掲げる資金ごとに定める職名の者をいう。ただし、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者に限る。

(職務内容)

第3条 特定有期雇用教員は、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に従事する。

(他の規則等との関係)

第4条 この規則に定めるもののほか、特定有期雇用教員の就業に関する事項については、就業規則の規定(第23条及び第64条を除く。)を準用する。

2 特定有期雇用教員の人事に関する事項については、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の規定(第6条を除く。)を準用する。

(契約期間)

第5条 特定有期雇用教員の契約期間は、一の事業年度以内とする。

2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度とする。

3 1年を超えて雇用された特定有期雇用教員について、労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、特定有期雇用教員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

(年度一時金)

第6条 特定有期雇用教員には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に年度一時金を支給する。

2 前項の場合において、その者が次の各号の一に該当する場合には年度一時金は支給しない。

(1) 当該事業年度の勤続期間が6月未満の場合(業務上の災害による傷病又は死亡により退職する場合及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(第4項において「通勤」という。)途上の災害による傷病又は死亡により退職する場合を除く。)

(2) 就業規則第24条第1項の規定により解雇された場合

(3) 就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された場合

3 第1項の年度一時金の額は、事業年度の末日又は退職若しくは解雇の日にその者が受けている俸給月額と俸給の調整額の合計額に0.3を乗じて得られた額とする。

4 第2項第1号の勤続期間の計算においては、就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間、同規則第48条第3号の規定による停職の期間、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)により育児休業をした期間があったときは、それら

の期間を勤続期間から除くものとする。

- 5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)第15条を準用することとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表

資金の名称	職名	備考
特別教育研究経費	特別教育研究教授 特別教育研究助教授 特別教育研究講師 特別教育研究助手	
科学技術振興調整費	科学技術振興教授 科学技術振興助教授 科学技術振興講師 科学技術振興助手	
研究拠点形成費補助金	COE教授 COE助教授 COE講師 COE助手	
共同研究経費 受託研究経費	産学官連携教授 産学官連携助教授 産学官連携講師 産学官連携助手	
寄附金	寄附講座教授 寄附講座助教授 寄附講座講師 寄附講座助手 寄附研究部門教授 寄附研究部門助教授 寄附研究部門講師 寄附研究部門助手	京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成16年達示第100号)第4条の規定による名称及び字句を冠することができる。
国、独立行政法人等の補助金、助成金(前各項に掲げるものを除く。)のうち、総長が認めるもの	(プロジェクト名)教授 (プロジェクト名)助教授 (プロジェクト名)講師 (プロジェクト名)助手	プロジェクト名は、当該プロジェクトの内容を示す名称として総長が定める。